

金融再生委員長談話
—協栄生命保険株式会社について—

1. 協栄生命保険株式会社（以下「協栄生命」という。）は、本日、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。同社は、厳しい財務状況の中で、保険契約者等の保護を図りつつ、将来の会社更生を目指す観点から、本日の申立てを行ったものと承知している。

今後は、裁判所の監督の下で、更生計画が策定されることとなる。

2. 協栄生命の保険契約の取扱いは、更生計画において定められることとなるが、保険業法に基づく保険契約の移転等の場合と同じく、生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による資金援助等を通じて、保険契約者等の保護が図られることとなっている。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。

3. 金融監督当局としては、協栄生命が、比較的早期の段階で申立を行ったことから、保険契約者の保護に配慮した更生計画が策定されることを期待する。

4. 当局としては、引き続き保険会社の経営の健全性の確保、保険契約者等の保護に万全を期し、保険業界の信用の維持に努めてまいりたい。

保険契約者におかれでは、冷静な行動をとられることを強く希望する。